

📎📎資産税～お役立ち～新聞📎📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第59号(2020年7月)

📎📎《(非課税)死亡保険金のうち、一定の金額》📎📎

📍 [死亡保険金への課税関係]

生命保険契約等に基づいて、被保険者の死亡に起因して相続人が受け取った死亡保険金は、相続税の課税対象となります。

但し、その受取った死亡保険金のうち、非課税限度額(500万円×法定相続人の数)に達する部分までの金額については、相続税は課されません。(相法第12条1項五号)

📍 [死亡保険金以外は非課税の対象外]

「入院給付保険金」等のように入院費用を補填する目的で給付されるような保険金は、たとえ被相続人の死亡後に支給されるものであってもこの非課税特例の対象にはなりません。

このような死亡“以外”の給付事由に基づいて、被相続人の死亡後に支給される保険金は、「未収入金」等として相続財産に取り込むべきこととなります。

📍 [養子の数についての制限]

被相続人の養子は「法定相続人」となりますが、上記の非課税限度額を計算する際には、下記の区分に応じて、「法定相続人の数」に算入する養子の数が下記の人数に制限されます。

- (1) 被相続人に実子がいる場合 1人
- (2) 被相続人に実子がない場合 2人

📍 [放棄した者も含む]

相続人の中に相続放棄をした者がいても、その放棄をした者は、非課税限度額を計算する際の「法定相続人の数」には含まれます。

📍 [各相続人の非課税限度額の計算]

全ての相続人が受け取った死亡保険金の合計額が、非課税限度額以下である場合には、その各々の相続人が受け取った死亡保険金の全額が非課税となります。

一方、全ての相続人が受け取った死亡保険金

の合計額が、非課税限度額を超える場合には、下記の算式によって各々の相続人が受け取った死亡保険金のうち、非課税となる金額を計算します。

(各々の相続人の非課税限度額)

非課税限度額×B/A

- A 全ての相続人が取得した死亡保険金の合計額
B その相続人の取得した死亡保険金の合計額

📍 [死亡保険金を受け取った養子は全て対象]

養子について制限が加わるのは、上記のとおり非課税限度額を計算する際の「法定相続人の数」についてのみであり、死亡保険金を受け取った養子が複数人いる場合、全ての養子がこの非課税特例の適用を受けることができます。

📍 [放棄をした者は非課税とならない]

死亡保険金の非課税特例の適用を受けることができる「相続人」には、相続放棄をした者は含まれないため、相続放棄をした者が死亡保険金を受け取っている場合には、死亡保険金に係る非課税特例の適用を受けることは出来ないので。

📍 [相続放棄をした者に対する取扱いの違い]

「相続を放棄した者」については、「非課税限度額の計算」と「非課税特例の対象者」では、その取扱いが異なります。

相続放棄をした者は、非課税限度額の計算上では、「法定相続人」としてカウントされますが、その放棄した本人は、非課税特例を受けることは出来ません。

📍 [終わり] 📍